〔官庁報告〕

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

国家試験

令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和四年度令和五年七月分）、（令和五年度令和五年七月分）（財務省）

本号で公布された法令のあらまし

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第二九一号）（宮内庁）　二四九

1　長官官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九二号）（国土交通省）　二四九

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九三号）（国土交通省）　二六七

1　建築基準適合判定資格者検定の基準等

㈠　建築基準法（以下「法」という。）第五条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認をするために必要な知識について行うこととし、また、当該建築基準適合判定資格者検定は、考査によってのみ行うこととした。（第三条及び第四条第一項関係）

㈡　建築基準適合判定資格者検定は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年一回以上行うこととした。（第五条第一項関係）

㈢　建築基準適合判定資格者検定委員の数は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき、一〇人以内とすることとした。（第七条関係）

㈣　建築基準適合判定資格者検定の受検手数料の額は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、二万七、〇〇〇円とすることとした。（第八条の三第一項関係）

㈤　建築基準適合判定資格者に係る登録手数料等の額は、一万五、〇〇〇円とすることとした。（第一三六条の二の一九第一項関係）

2　法第九七条の二第二項及び法第九七条の三第二項の規定により市町村又は特別区に置く建築副主事の事務

㈠　法第九七条の二第二項の規定により市町村に置く建築副主事の権限に属する事務は、法の規定により建築副主事の権限に属するものとされている事務のうち、建築基準法施行令第一四八条第一項各号に掲げる建築物等に係る事務とすることとした。（第一四八条第二項関係）

㈡　法第九七条の三第二項の規定により特別区に置く建築副主事の権限に属する事務は、法の規定により建築副主事の権限に属するものとされている事務のうち、建築基準法施行令第一四九条第一項各号に掲げる建築物等又は延べ面積が一万平方メートル以下の建築物のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物に該当するもの等に係る事務以外の事務とすることとした。（第一四九条第二項関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第二九四号）（警察庁）

1　長官官房教養厚生課の所掌事務を改め、同課を長官官房犯罪被害者等施策推進課とするとともに、長官官房企画課及び人事課の所掌事務を改めることとした。（第八条、第一〇条、第一二条及び第一四条関係）

2　この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

◇柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令（政令第二九五号）（厚生労働省）

一　柔道整復師法施行令の一部改正関係

柔道整復師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を二万三、九〇〇円に改めることとした。（第一二条関係）

二　言語聴覚士法施行令の一部改正関係

言語聴覚士国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を三万八、四〇〇円に改めることとした。（第四条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九六号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は令和五年一一月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一二月一日とすることとした。